

3 ウェルビーイング学部卒業研究規程

○ウェルビーイング学部地域創生学科卒業研究規程

1. 卒業年次の学生には以下の要領で卒業研究を課す。
 - (1) 卒業研究は卒業論文または卒業制作とする。
 - (2) 卒業論文の場合はその成果として論文（20,000字以上）及び論文要旨（2,000字）を提出するものとする。
 - (3) 卒業制作の場合はその成果として制作品及び制作趣旨（2,000字）を提出するものとする。
 - (4) 提出物の提出期日は12月15日正午とする。12月15日が休日（土曜日・日曜日・祝日）の場合は12月15日直後の平日の正午とする。
2. 卒業研究の審査は以下の要領で行う。
 - (1) 卒業研究の最終審査は、指導担当教員の評価にもとづき指導担当教員全員の合議によって行う。
 - (2) 審査結果が不可の者は卒業を6カ月延長して再度所定の提出物を提出しなければならない。
3. この規程の定める事項以外の詳細については指導担当教員が別途指示する。
4. その他
非常事態等により、学年暦に変更が生じた場合は、卒業研究提出期限について変更することがある。

○ウェルビーイング学部食環境マネジメント学科卒業研究規程

1. 卒業研究は実験または調査とする。
2. 卒業研究を希望するものは、指導担当教員および研究テーマについての希望を、卒業学年の前年度の1月20日までに提出する。
3. 指導担当教員は食物栄養学科の専任教員とする。ただし、研究指導の一部を学内外の適任者に分担させることができる。
4. 学科主任は学生の希望をもとに、学科内で調整を行い、指導担当教員および研究テーマを決定する。
5. 研究成果をまとめた報文は、12月15日の正午までに指導担当教員に提出する。
12月15日が休日（土曜日・日曜日・祝日）の場合は、12月15日直後の平日の正午までとする。
6. 卒業研究の評価は指導担当教員が行う。
7. その他
非常事態等により、学年暦に変更が生じた場合は、卒業研究提出期限について変更することがある。

○ウェルビーイング学部子ども教育学科卒業研究規程

1. 卒業年次の学生は下記の方法で卒業研究を選択することができる。
 - (1) 論文
音声資料・映像資料を添付してもよい。
 - (2) 制作
作品の他に、小論文を添えること。
2. 卒業研究の提出期限：(1)の論文 (2)の作品及び小論文は、12月15日正午までに提出すること。
12月15日が休日（土曜日・日曜日・祝日）の場合は12月15日直後の平日の正午までとする。
3. 指導担当教員は子ども教育学科の専任教員とする。ただし、研究指導の一部を学内外の適任者に分担させることができる。
4. 卒業研究の審査は、指導担当教員の評価にもとづき子ども教育学科教員の合議によって行う。
5. この規程の定める事項以外の詳細については、学科が別途指示する。
6. その他
非常事態等により、学年暦に変更が生じた場合は、卒業研究提出期限について変更することがある。

4 ウェルビーイング学部卒業研究受付について

1. 提出期限

各学科の卒業研究規程の提出期限を厳守すること。

提出期限を過ぎた場合は、一切受付しないので、余裕をもって提出すること。

2. 受付時間

平日 9時～17時、最終日のみ 9時～12時

3. 提出先

各学科から指定された提出先に提出すること。

卒業研究（論文等）を受理する際、控を返却する。成績が確定するまで各自保管すること。

◎学校感染症と診断された場合の卒業研究（論文等）の提出については以下の処置により代理人提出を認めることとする。

1. 代理人提出が認められるのは、病院で診断を受け、保健センターに連絡し出席停止の指示を受けた学生に限る。インフルエンザ等、疑わしい段階では認めない。
2. 代理人提出できる期間は、別途周知する。
3. 代理人提出を希望する場合は、指導教員に学生本人が事前連絡すること。
4. 代理人が提出する際には身分確認等を行う。身分確認用に運転免許証、健康保険証、パスポートなどのいずれかを持参すること。
5. 代理人提出を依頼した学生は、その期間に学校感染症に罹患したとの診断書を、指定された日時までに提出すること。この日時までに診断書の提出が無い場合には卒業研究の提出が成されなかったこととして取り扱う。

注) 代理提出であっても締切日時は厳守の上、提出先に提出すること。(期限を過ぎた場合、一切受付しない。)